

お客さま各位

2025年4月1日

株式会社荘内銀行

在留期間満了に伴うお手続きについて

いつも荘内銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

日本国籍を保有せず本邦に居住するお客さまは、在留期間満了日までに、在留期間の更新の有無等をお届けいただくお手続きとしておりますので、お取引店またはお近くの支店にご来店をお願いいたします。

また、お客さまからお届けいただいているご住所宛に、「弊行へお届け済みの「在留期間」更新についてのお願い」のご案内をお送りする場合がございますので、その場合はご案内に沿ってお手続きをお願いいたします。

お手続きの詳細は、当行ホームページ「[よくあるご質問](#)」をご覧ください。なお、更新がない場合は、「預金規程（※）」に基づき、お取引の一部を制限させていただきますので、お早目のお手続きをお願いいたします。

お客さまには、お手数をおかけすることになりますが、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

※《ご参考：普通預金規程（抜粋）》

13. 取引の制限等（4）

日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の本規程にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

荘内銀行 コンタクトセンター

0120-1032-39

受付時間 平日 9:00-19:00
(土日祝日・12月31日～1月3日を除く)